



利益相反事例と その対応に関する

Q&A

筑波大学産学連携本部

*Industry Relations and Technology Transfer Office
University of Tsukuba*

平成 22 年 5 月



はじめに

大学における利益相反問題は、特に、産学連携において生じやすいものです。これまで大学の研究資金の大部分は政府資金でしたが、産学連携が進展したことによって企業資金が多く含まれるようになりました。教員が産学連携の相手方から兼業等の個人的利益を得ている場合などには、産学連携の関連研究や職務の遂行上バイアスがかかる恐れがあり、研究の客観性や大学そのものに対する社会的信頼が揺らぐという懸念が生じることがあります。

2005年11月に、筑波大学では産学連携を中心とした利益相反マネジメントが本格的に稼働し始めました。具体的には、2005年11月以降に得た特定の個人的利益に関して、職員等が定期的に自己申告書を提出する義務が課されるようになったということです。2007年8月には、筑波大学では、特に問題の大きい、ヒトを対象とする研究における利益相反問題の取扱いについて、各研究科の実情に合わせ、それぞれの研究科が独自にマネジメントシステムを整備することになりました。全学でマネジメントを行うのは、特に産学連携に関連する問題であり、それらの問題については、これまで随時、利益相反アドバイザー等が対応してきました。

本書は、2005年11月から2010年3月までの4年5ヶ月の間に筑波大学の利益相反アドバイザー等の担当者に寄せられた相談を中心に、生じやすい利益相反問題の事例を、30余りに分類し、これらへの対処法をまとめ、Q&A式の資料としたものです。2009年度の本学の利益相反委員会において、こうした事例集の印刷と配付の要望があり、これまでに生じた諸問題について個人的な情報を抽象的な形式に編集し直し、今回刊行の運びとなりました。これらは、大学で生じ得る主な利益相反問題をほぼ網羅しています。本書が今後の研究活動、産学連携活動において生じた利益相反問題の解決の指針となれば幸いです。

なお、今後も利益相反関連の規程等が改正されることもありますので、それに合わせて対処するようして下さい。

2010年5月
筑波大学産学連携本部長
赤平 昌文

I 大学発ベンチャー関係**I-A 株式保有**

- 1. 大学発ベンチャーの未公開株式等保有と発注 1
- 2. 学生発ベンチャーの未公開株式等保有 1
- 3. 配偶者による大学発ベンチャーの未公開株式等保有 2
- 4. 大学発ベンチャーの未公開株式等保有と兼業 3
- 5. 大学発ベンチャーの未公開株式等の取得 3
- 6. 大学発ベンチャーの上場後の株式取得 4
- 7. 他大学発ベンチャーの未公開株式等保有と兼業 4

I-B 共同研究

- 8. 大学と大学発ベンチャーとの共同研究 5

I-C 大学施設使用

- 9. 大学発ベンチャーの販売製品を大学の施設内で生産 6
- 10. 大学発ベンチャーの営利事業のための大学の施設使用 6

I-D その他

- 11. 大学が大学発ベンチャー内で行うシンポジウム 7
- 12. 大学発ベンチャーからの奨学寄付金 7
- 13. 大学発ベンチャーが成功した場合の問題 8
- 14. 大学発ベンチャーの役員としての講演時の大学の身分の表示 8
- 15. 大学発ベンチャーの役員としての平日の講演時の兼業手続 9
- 16. 大学発ベンチャーの貿易上の留意点 9

II 大学の名称使用関係**II-A 共同研究**

- 17. 共同研究成果にかかわる大学名称・大学写真の使用や教員のコメント発表 10

II-B 奨学寄付金

- 18. 奨学寄付金の受領と商品の宣伝コメント 11

III 知財の販売関係**III-A ソフトウェア**

- 19. 販売目的のプログラム開発のための授業での利用 12
- 20. ソフトウェアの企業による有償利用 12

III-B 著作物

- 21. 国の補助金（科研費）による成果物の出版・販売 13

III-C 成果有体物

- 22. 成果有体物の販売 14

IV 兼業関係

- 23. 兼業先からの奨学寄付金 15
- 24. 企業と共同主催の講座の開催 15

V 企業からの寄付・設備の貸与関係**V-A 寄付**

- 25. 製薬会社の共催による講演会等の資金援助と宣伝 16
- 26. 国の補助金事業に関連したセミナーへの企業からの資金援助と宣伝 17

V-B 設備の貸与

- 27. 企業から研究室に持込まれた機器 19

VI 臨床研究時の留意点の関係

- 28. 臨床研究時の利益相反の留意点 20

VII 利益相反マネジメント全般

- 29. 利益相反マネジメントの目的 21
- 30. 利益相反と法令・規則違反 21
- 31. 利益相反規則の違反 22

1. 大学発ベンチャーの未公開株式等保有と発注

Q1

大学発ベンチャーに出資(未公開株式等の取得)をしたいと考えています。又、併せて、この大学発ベンチャーの製品を購入したり、サービスを受けるなどの契約をしたいと思います。利益相反問題はどのようにですか。

A1

例えば、本学の教員が代表者として立上げたベンチャーに対して、当該教員又は他の教員が出資するということは、それ自体で利益相反問題が起こるわけではありません。当該ベンチャーが、本学と共同研究を行おうとしたり、当該ベンチャーに対して本学から発注をしたりするという場合に、利益相反問題が起こってくる可能性があります。このような場合には、出資者である教員は、当該ベンチャーと本学との契約に関わらない(共同研究を決定する運営会議の審議から外れること、あるいは発注の仕様書作成や決裁に関わらないことなど)ことが求められます。したがって、逆にいえば、このようなときに利益相

反問題が起こらないように対処するのであれば、このようなベンチャーに対する出資を教員が行うこと自体が否定されるわけではありません。

又、筑波大学では、こうした場合に一株でも未公開株式等を保有していれば、学長に報告する義務があります(国立大学法人筑波大学利益相反規則第5条)ので、毎年自己申告書を提出して審査を受けてください。

なお、特に、筑波大学の教職員が大学発ベンチャーの代表者を兼ねている場合は、大学との契約上、二人代表制などの措置をとることが望ましいでしょう。

2. 学生発ベンチャーの未公開株式等保有

Q2

学生の大学発ベンチャーに出資(未公開株式等の取得)をしたいと考えています。利益相反問題はどのようにですか。

A2

利益相反マネジメントは、産学連携に関連する職員の行動が学外の第三者から見た場合に何ら疑念を持たれないように問題を事前に処理することを目指して行われるものです。このような考え方からすれば、例えば、本学の学生が代表者として設立したベンチャーに対して本学教員が出資するという場合で、当該教員が当該学生の指導教員であるときに、ベンチャーの立上げの際の出資については、今後事業がどうなるか全く予測ができない状況の中で、応援する気持ちで株式を取得するというのであれば、当該ベンチャーからの利益供与と見られる可能性は少ないといえるでしょう。しかし、そのベンチャーの立上げ

の際ではなく、当該ベンチャーが上場する可能性が出てきた段階で出資するというのは、利益相反問題につながる可能性があるという判断になります。(自己の金銭的利益を優先させるために、当該学生に対する指導を他の学生よりも優先して行うのではないかという疑惑を招くことになり得る。)

しかし、他方では、このような出資のタイミングだけが問題ではなく、教員が出資した学生ベンチャーがその後上場が近付くほど業績が上向きになってきた段階で、なおかつ、当該大学発ベンチャーの代表者である学生の指導教員を続けているとしたら、やはり、その段階で利益相反問題が起こっているといえるの

で、そのような場合には、当該ベンチャーの株式を手放すか、又は、当該学生の指導教員を辞することが必要となると考えざるを得ません。

なお、一般的には比較的問題の少ない株式の保有であっても、例えば、共同研究、奨学寄

付金及び指導教員という関係があるような場合には、その上に当該ベンチャーの株式を保有することは、他の学生や世間から、教員としての職務よりも個人的利益を優先させているのではないかという疑念を持たれる恐れがあるといえるでしょう。

3. 配偶者による大学発ベンチャーの未公開株式等保有

Q3

配偶者が経営している会社は大学発ベンチャーですが、自分の所属する部署とは関係ない大学の部署に対して物品の納品などを行っています。この場合、大学に自己申告書を提出する義務があるのですか。

A3

配偶者が納入会社の未公開株式等を取得している場合は、それが大学発ベンチャーであっても、又そうでなくても、申告をしなければなりません。本学利益相反規則第5条では、同条第1号の企業等から第2号の産学官連携活動に係る個人的利益を得た場合を報告の対象として規定しています。この第1号には「ウ 法人に対し製品又は役務を提供している企業等」が含まれています。

これは、例えば教員が特殊な測定機器を製造販売する企業の株式を保有していたとして、その教員の研究室がその機器を購入する場合などは、広い意味で産学官連携活動に係る個人的な利益を受けている場合であると判断して、このような規定を設けているのです。したがって、少量・少額の取引を行うだけの企業の場合は、そもそも問題になる可能性が小さいので報告義務を負わせるまでもないとも

考えられますが、外形上類似する行為については報告義務を負わせて透明化し、その上で問題ないケースとして取扱えばよいという考え方に基づいて、関連規程の整備を行っています。

なお、本学利益相反規則第5条で自己申告の対象となっている職員等の配偶者及び生計を一にする二親等内の親族について該当する個人的利益は、解釈上、未公開株式等(新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。)の取得・保有に限定されると考えられます。ですから、納入会社から単に給与等の収入を得ているだけでは申告対象とはなりません。したがって、配偶者等に関する申告内容は極めて限定されていることになります。ただし、企業の従業員であっても、その会社の未公開株式等を取得していれば申告対象になります。

4. 大学発ベンチャーの未公開株式等保有と兼業

Q4

既に設立された大学発ベンチャーの未公開株式の取得と同時に取締役やアドバイザーなどの兼業をしたいと考えていますが、利益相反問題はどのようにですか。

A4

本学から研究成果の移転を受けている大学発ベンチャーである場合は、兼業にかかわる個人的利益や未公開株式の保有について自己申告書を提出してください。未公開株式を保有することは、会社の業績が株式の価額に影響し、又、役職につくことは、会社の業績が役職者の利害に影響する可能性があるため、それぞれ利益相反に関わってくる可能性があるのです。なお、会社で何らかの役職に就くためには、事前に兼業の手続を進める必要があります。

回答は以上のとおりですが、利益相反というのは、世間一般からどう見えるかというア

ピアランスを重要視しますから、株式取得や兼業に伴って生じる影響に対する注意が必要です。

すなわち、兼業について重要なことは、兼業手続を規則等に従って進めることです。又、出資が当然に悪いことではなく、それに伴って起こってくる問題を避けるために、当該会社との契約業務への関わりを持たないことが重要です。以上のことが守られれば、兼業や出資自体は、社会的に意義のある場合があるので、すべて避けてしまうという必要はありません。

5. 大学発ベンチャーの未公開株式等の取得

Q5

他機関との共同発明をもとにベンチャーをつくりましたが、資金調達のために新株予約権の譲渡を受けることになりました。利益相反問題はどのようにですか。

A5

当該ベンチャーから新株予約権の譲渡を受けることは、同新株予約権の行使期間の間に同社のIPO(株式公開)が行われる可能性があり、又、他方IPOの可能性がないと判断された場合には新株予約権者においてその行使を行わない選択もあって、その場合には何ら損害を被らないことから、本件は、同社から本学教員への一方的な利益供与に当たると理解されます。

このようにベンチャーからの新株予約権の譲渡が同社から本学教員に対する一方的な利益供与であったとしても、現時点で本学教員から同社への便宜供与の可能性がなければ、利益相反が生じることはあり得ないことになります。したがって、現時点で同社から当該教員を研究担当者とする本学に対する共同研究の申込みがなければ、新株予約権の譲渡を受けることは、直ちに利益相反につながるも

のではなく、これを受入れることは、利益相反の観点からは容認できると判断します。

ただし、現時点で以上のような判断だったとしても、将来このベンチャーから当該教員を研究担当者とする本学に対する共同研究の申込みがあった場合には、当該教員は、同社との共同研究の受入を審議する研究科やセンターでの会議において、その審議・議決に参加することは厳に慎まなければなりません。そうでないと、同社との共同研究の受入れに便宜を図ったと受取られる可能性が生じ、刑事上の収賄容疑にさえつながらりかねない事態となる恐れがあります。

以上のように、今回のケースについては、現状では、利益相反の観点から容認することができるというのが結論です。なお、自己申告書は毎年提出してください。

6. 大学発ベンチャーの上場後の株式取得

Q6

大学発ベンチャー上場後の出資には問題がありますか。

A6

上場した後の出資というのは市場を通じた株式の売買になるので、利益相反マネジメントからいえば、その株式の取得割合が小さければ問題の起こる可能性は少ないといえます。上場した後の株式の取扱いについて、今のところ本学に規定はありませんが、米国立科学財団(NSF)では、「研究者とその配偶者及び扶養している子の、1箇所の事業体からの株式収入総額が10,000ドルを超え(10,000ドルという基準は、一般的な価格あるいはその他の市場の適正価格に照らして設定される。)、かつ、株式所有利益が5%相当を超える場合」に

は所属機関への自己申告を義務付けています。

本学では、現在は、上場後の株式については自己申告書提出の義務はありませんが、利益相反委員会で、上場後の株式の取得にかかわる規定の制定については検討しているところであり、近々改正がある可能性がありますので注意してください。(※最新情報は次のURL参照→<http://www.ilc.tsukuba.ac.jp/COI/tsukubauni-coi.htm>)

現状では、一般的なルールであるインサイダー取引の禁止などの問題に留意しておく必要があります。

7. 他大学発ベンチャーの未公開株式等保有と兼業

Q7

他大学で大学発ベンチャーをつくりましたが、退職して筑波大学に就職し、現在このベンチャーでアドバイザーの兼業をしています。このベンチャーにさらに出資(未公開株式等の取得)をしたいと考えていますが、利益相反問題はありますか。

A7

他大学発ベンチャーであるとはいえ、本学教員がアドバイザーに就任して引続き密接な関係を持っており、その意味で本学利益相反規則第5条第1号に規定する企業等に該当します(本学関連の企業となります。)。又、同条第2号では、上記企業等の未公開株式等の取得(当該年度前に取得した未公開株式等の取

得を含む。)を報告義務の対象としています。又、本学教員のアドバイザーとしての報酬が年額100万円以上である場合は、これについても学長に対する報告義務が生じることになります。(これについては、当然のことながら別途兼業の承認手続が必要です。)

8. 大学と大学発ベンチャーとの共同研究

Q8

研究室の研究成果をもとに、当該研究室の研究員がベンチャーを設立し、当該研究室の教授がそのベンチャーの取締役就任した場合に、その教授と当該ベンチャーが共同研究を行うことは可能ですか。その場合に、当該教授に関して利益相反が起こりませんか。このベンチャーが行う研究開発に関しては、そもそもそれに必要な研究設備が当該教授の研究室にしかなく、しかも、ノウハウについてもその研究室で保有されています。したがって、仮に、こうした共同研究が認められなければ、ベンチャーが立行かないという事情があります。

A8

本学の研究成果をより一層産業界に還元することを目的として設立されたこの大学発ベンチャーは、本学にとっても研究成果を通じた社会貢献を実現するという意味で意義を有しています。したがって、大学発ベンチャーと本学教員との共同研究は、基本的には認められるべきものです。特に、日本の大学発ベンチャーの場合は、創業時に自前の施設・設備を保有していないものが多く、大学との共同研究が認められなければ、そもそもベンチャーを設立できないものが大半であるといっても過言ではありません。

ただし、上記のように、大学発ベンチャーとそのベンチャーと関わりのある大学との共同研究を認めるとしても、教員がその双方に関係している場合は、利益相反マネジメントの観点から、学外から疑念を持たれることのないよう留意する必要があります。

すなわち、大学の教員がベンチャーを設立し、当該ベンチャーの取締役あるいは代表取締役就任している場合などであって、当該ベンチャーと大学との間で、その教員を研究担当者として共同研究契約を締結しようとする場合には、以下の措置を取る必要があります。

- ① 研究科の運営会議や教員会議等で当該共同研究の受入れの審議を行う場合には、その教員を関与させないこと。
- ② 共同研究契約の締結の決裁にその教員を関与させないこと。

上記で述べたように、本件ベンチャーの設立は、大学の研究成果を通じた社会貢献をより広範囲に実現していくためには必要なものであると考えられます。ただし、そのためには、当該ベンチャーが、単に企業を対象とした営業活動を行うことに終始するのではなく、将来的には、資金を集めることにより、自前の研究施設・設備及び研究員・技術者を備えるよう努力していくことが求められます。もちろん、このような場合の選択肢の一つとして、ある段階で、当該ベンチャーそのものを既存の企業に売却することにより、技術移転を果たすということも考えることができます。これらいずれの場合であっても、大学発ベンチャーを設立する意義は大学から産業界への技術移転を容易にすることであって、大学発ベンチャーを設立する際には、その意義を全うするよう努めなければなりません。

9. 大学発ベンチャーの販売製品を大学の施設内で生産

Q9

A教授が作製した大学にある物質作製のための設備を使用して、大学発ベンチャーが製品化・販売することはできますか。

A9

大学内の設備を使用してベンチャーが販売するための製品をつくることはできません。大学内の施設・設備は、共同研究等で研究開発するために提供しているにすぎません。

なお、文部科学省の先端研究施設供用促進事業の助成により、企業が筑波大学の設備を利用できるのが、研究基盤総合センターの加

速器です。この場合においても、企業の研究開発のために使用することができるだけで、商品の製造のために使用できるわけではありません。このことは、産総研等の独立行政法人研究所や都道府県の工業技術センター等においても同様です。

10. 大学発ベンチャーの営利事業のための大学の施設使用

Q10

筑波大学の教員として大学発ベンチャーを起業し、現在その代表取締役を兼業しています。この大学発ベンチャーが主催する研修会で筑波大学の施設を有償で利用したいが、そのようなことは可能ですか。この大学発ベンチャーは、本学の研究成果を全国に普及するために設立したもので、開催を予定している研修会も、この研究成果の普及を目的としたものです。研修会の受講は有料ですが、その料金は、例えば省庁主催の事業と同等のものであり、不当に高いということはありません。

A10

国立大学法人については、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項に業務の範囲が規定されています。それによると、学校法人の場合とは異なり、収益業務を行うことは想定されておらず、営利事業からは厳密に隔離されています。又、本学主催ではなく本学の施設の一部を外部の者に貸付ける場合であっても、本学財産管理施行規程において、講演会、研究会等でその使用が一時的であっても、営利を目的としない場合に貸付けることができるという規定をおいています。すなわち、本学においては、営利事業として行われる研修会等に本学施設を貸付けることができるのは、特に、財務担当理事がその必要性を認めた場合に限るものとされています。

ところで、本件の場合は、質問の趣旨にも記載されているとおり、当該大学発ベンチャーが主催する研修会は、本学の研究成果の普及を目的として行われるものであり、このような研修会の開催は、本学にとっても利益をもたらすものであると判断します。したがって、本件の場合は、営利事業として行われるものであっても、その料金が合理的な範囲のものであることを条件として、本学施設の有償使用を認めて差支えないものと考えます。

なお、先にも説明したように、営利事業は基本的には許可しない場合が普通ですので、その都度利益相反アドバイザー等に相談してください。

11. 大学が大学発ベンチャー内で行うシンポジウム

Q11

本学主催のシンポジウムを開催する場所を探したところ、どうしても適当な場所を確保することができないので、本学発ベンチャーが保有する施設内の会議室で開催することとしたいが、利益相反の関係から見て問題がありますか。

A11

まず、インターネット上の案内やチラシ、ポスターなどにおいては、本件シンポジウムが本学主催であることを明記し、単に場所が本学発ベンチャー内の施設であるにすぎないことが分かるようにしておく必要があります。又、会議室等の使用に当たっては、使用料を当該ベンチャーに支払い、それらを請求書や領収書等で明らかにしておくことも必要で

す。さらに、当該ベンチャーが事業化の事例として当該シンポジウムで研究発表を行うのはやむを得ませんが、シンポジウムの中で当該ベンチャーの商品の宣伝等を行うことがあってはなりません。なお、当該ベンチャーから、使用料等の支払いを伴わない便宜供与(例えばミネラルウォーターの配付など)を受けてはいけません。

12. 大学発ベンチャーからの奨学寄付金

Q12

大学発ベンチャーから大学へ寄付することは不都合ですか。

A12

大学発ベンチャーから寄付があること自体に不都合はありませんが、寄付を受取る一方で、兼業により報酬を得ている場合で、その報酬が年間100万円以上であるときは、透明性を確保するために、学長に対する報告義務があります。筑波大学の場合は、単に兼業報酬等が100万円であるだけでなく、その会社と共同研究を行ったり、その会社から寄付金をもらったり、その会社の製品を大学が購入した場合などに限って、報告義務があるとしています。これは、例えば兼業報酬が100万円以上である会社から、寄付金をもらっている場合に、責務相反、つまり、時間やエネルギーをその会社に使すぎるとか、狭義の利益相反、その会社の利益のために大学の設備を使ったりして便宜を図っているのではないかと世間から疑惑を持たれる恐れがあり、そのような

ときに、大学が、きちんと本人から報告を受けていて承知していることだから、そのような心配がないことを説明することができるようにしよう、というものです。つまり、利益相反マネジメントとは、世間から疑惑を持たれないように、大学が、教員と大学自身を守るためのものです。それも、兼業報酬や特許権等の譲渡利益等が合計して、年間100万円未満であれば、何も報告の義務はありません。以上が利益相反マネジメントの狙いと報告義務のある範囲についての説明であり、他大学に比較して、筑波大学の場合は、報告義務の範囲が限定されたものとなっています。

なお、大学発ベンチャーに関係している教員は、当該ベンチャーから寄付金を受入れる場合の大学の審査には関与しないことも重要です。

13. 大学発ベンチャーが成功した場合の問題

Q13

職務発明について、発明者に返還された特許を基に設立した大学発ベンチャーが、成功して多額の収益を上げた場合に、利益相反との関係はどのように考えればよいでしょうか。

A13

筑波大学では、個人保有の特許を基に起業した大学発ベンチャーと利益相反の関係については、次のことがなければ利益相反の問題は起きないと考えます。「大学発ベンチャーと筑波大学との間に、共同研究、受託研究、奨学寄付金、又は製品の納入の関係があること。」

もし、上記の関係が起きたとしても、

- ①大学発ベンチャーに関与している教員の兼業の手続がきちんと行われていること、
- ②筑波大学との間の特許を受ける権利の返還契約に明記されているように、費用を

上回る収益があった場合に、その25%を10年間大学に入れること、

がなされれば、世間の理解も得られ、透明性も確保できるので問題はありません。ただし、上記の「」に該当することがあり、かつ、1年間の兼業あるいは特許権等の収益が100万円以上であるときや未公開株式等を1株でも保有している場合には、学長に対して報告する義務があります。これらのことがきちんと行われれば、何の問題もなく、むしろ、産学連携の成功事例として、筑波大学の成果の一つとなり、本学にとっても大きな利益となります。

14. 大学発ベンチャーの役員としての講演時の大学の身分の表示

Q14

私は大学発ベンチャーの代表をしており、全国の地方自治体や団体等から毎年数多くの講演を依頼されますが、この場合に、自治体等では、講師の紹介に筑波大学教員の名前を使いたいといっているが、それは問題ないでしょうか。又、講演謝金については、まだ利益の上がない大学発ベンチャーに入るようにしたいと考えています。

A14

大学発ベンチャーとの関係の問題については、地方自治体や団体等から、大学発ベンチャーに宛てて講演依頼を出してもらうようにし、したがって、講演謝金は当該大学発ベンチャーに支払ってもらうように依頼するとよいでしょう。本件は個人的な利益を得ようと

するのではなく、逆に、まだ経営未熟な大学発ベンチャーに入金したいということですから、利益相反問題は生じにくいといえます。なお、この場合、講師紹介などでは、筑波大学教員と株式会社〇〇代表取締役社長等を併記することは、問題ありません。

15. 大学発ベンチャーの役員としての平日の講演時の兼業手続

Q15

私は大学発ベンチャーの代表取締役社長をしており、その兼業の承認は受けているが、講演に行く場合、特に、平日に依頼されることも多いので、平日に講演に行くことは、この役員兼業の承認の中に含まれているのかどうか。ちなみに、役員兼業については、当該大学発ベンチャーの業務を、平日の勤務時間外又は土日に行うことで申請し、承認を受けています。

A15

兼業については、講演に出かけることも代表取締役の職務として兼業申請書に明記されているので、この点は問題がありません。ただし、同じ申請書の中で、代表取締役としての職務については勤務時間外に行うことが明記されているので、平日に講師として出かける場

合には、この兼業承認の範囲を超える恐れがあります。したがって、講演についても個別に兼業の承認を得ておくようにすれば、代表取締役としての兼業承認の範囲を超えているのではないかという懸念を払拭することができます。

16. 大学発ベンチャーの貿易上の留意点

Q16

大学発ベンチャーの製品を外国も含めて販売する場合には、どのような制限が付きますか。

A16

外国に販売する場合には、外国為替及び外国貿易法の規制を受ける場合があることに留意しなければなりません。国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして輸出貿易管理令で定める特定の

地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、同令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならないものとされています。(同法第48条第1項)

17. 共同研究成果にかかわる大学名称・大学写真の使用や教員のコメント発表

Q17

共同研究の相手企業が、共同研究成果にかかわる商品に大学の名称、大学の写真を使用したり、教員のコメントを発表したいとしています。どのような制限がありますか。

A17

本学と企業との共同研究成果を、企業が商業的に使用することに関しては、本学の名称及び校章や本学教員の職名が特定の商品の宣伝に使用され、それにより本学や本学教員に対する社会的信頼が損なわれる恐れがあり、極めて慎重に対処する必要があります。又、他方では、企業との共同研究は、本学にとって社会や企業のニーズを直接知るよい機会となり、研究の機会の拡充につながるとともに、教育上の意義をも有するものです。

まず、企業が筑波大学と共同研究を行い、その成果に基づいて製品を開発して販売しようとした場合については、企業によっては販売促進のためその製品に「この製品は、筑波大学と共同で開発してつくられた」という趣旨の記載を希望する場合があります。このように、本学と企業との共同で製品が開発された場合に、当該製品にその旨記載することについては、以下の理由により認めて差支えないものと考えられます。

- ①当該製品が本学と企業との共同開発の成果である場合に、そのことを企業の製品に記載することは、事実を記載しているものであること。
- ②本学の研究成果を通じた社会貢献の実態を広く世間に知らせることとなり、本学にとっても有益であること。
- ③当該製品の販売は企業による本学の研究成果の利用であって、世間から見た場合に本学が直接営利事業を行っていると思取られる恐れは少ないこと。
- ④本学の立場は製造業者等とは明確に区別され、製造物責任法による責任等を本学が直接負う結果とはならないこと。

企業による筑波大学の名称使用を認める場合の条件については以下のとおりです。

- ①本学と企業による共同開発であること、かつ、共同研究契約書において、その旨が明記されていること。
- ②本学と企業との間で締結する技術移転契

約において、筑波大学と企業との共同開発という趣旨の記載を製品に付することを認めること、又、その具体的な表記の仕方については両者で協議の上決定することを明記すること。

- ③共同開発である旨の記載については、本学から企業への特許・ノウハウ等の技術移転料の中に含めて使用料を取ること。

これに対して、製品に対する筑波大学の関与が単なる効果検証(計測・測定及び分析・検証等)である場合には、たとえそれが本学と企業との共同研究として行われたとしても、その場合には、以下の「効果検証の場合の共同研究成果の商業的使用に関して」の4つの条件が適用されることとなります。つまり、製品に対する筑波大学の関与が単なる効果検証(計測・測定及び分析・検証等)である場合には、共同研究成果報告書(実績報告書に同じ。)に記載された科学的検証結果を企業が商品の宣伝広告物に記載することを認め、それについて特段の料金を取ることはないが、下記(1)から(4)までに記載したような厳しい条件が課されることになるということです。この場合、下記(1)は特記されていることから、(2)の本学の名称使用禁止の例外となり、(2)は、それ以外の場合における本学の名称等の使用を認めない趣旨です。共同研究成果報告書(実績報告書)に基づく記載の仕方としては、例えば『筑波大学(大学院○○○○研究科○○○○教授)との共同研究によれば、この製品に関して、以下の実験結果が出ています。以下実験結果を記載』のようになります。

共同研究の相手方からこのような申出があった場合は、筑波大学と事前に協議し、筑波大学が認めた表記方法で行う必要があります。

「効果検証の場合の共同研究成果の商業的使用に関して」

- (1)共同研究成果については、共同研究成果報告書に基づき、科学的に正確に記述されることを条件に、企業が商品の宣伝広

告物に記載することを認める。ただし、それにより本学や本学教員が特定の商品を推奨しているような誤解を与える使用の仕方をしてはならない。

(2)企業は、特定の商品の宣伝のため本学の名称や校章を使用してはならない。

(3)本学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方です特定の商品に対するコメントを発表してはならない。

(4)本学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方です共同研究成果に関するコメントを発表してはならない。

奨学寄付金

18. 奨学寄付金の受領と商品の宣伝コメント

Q18

これまで筑波大学教員として、A株式会社から、ある研究のために使用することを目的として奨学寄付金の提供を受けていました。この研究の成果は、学会でも発表しています。その発表は、A社製の商品を用いて、その商品使用による効果を明らかにしたものです。このA社製商品の推薦文を、所属・専攻・職種を記載して顔写真入りで、「販売促進用チラシ」、「雑誌広告」、「商品パンフレット」に掲載したいという依頼がありました。このようなことは、可能かどうか、又、問題がないかどうか。

A18

本件については共同研究契約が存在せず、特定の企業から奨学寄付金が提供されたに過ぎません。そもそも奨学寄付金は、学外の個人や団体から本学にあてた一方的な寄付であり、片務的なものであって、本学として寄付金をその趣旨に従って使用する以外の何らの義務も存在しません。したがって、企業側は、奨学寄付金によって行われた研究の成果を商品の宣伝等に当然に利用することができるのではなく、利用しようとする場合は、別途本学との間で利用許諾契約が必要となるものです。

又、これが仮に奨学寄付金でなく共同研究による成果だとしても、上記「A17」にあるように、共同研究成果については、共同研究成果報告書に基づき、科学的に正確に記述されることを条件に、企業が商品の宣伝広告物に筑波大学の名称等を記載することを認めるが、それにより本学や本学教員が特定の商品

方をしてはならないとしています。特に、以下の(1)～(3)の項目が遵守されなければなりません。このような定めをしているのは、本学の名称及び校章や本学教員の職名が特定の商品の宣伝に使用され、それにより本学や本学教員に対する社会的信用が損なわれる恐れがあることによるものです。

- (1)企業は、特定の商品の宣伝のため本学の名称や校章を使用してはならない。
- (2)本学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方です特定の商品に対するコメントを発表してはならない。
- (3)本学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方です共同研究成果に関するコメントを発表してはならない。

上記の理由により、結論として、本件質問に記載されている文章を本学教員のコメントとして掲載することは認められません。

19. 販売目的のプログラム開発のための授業での利用

Q19

あるソフトウェアを大学の業務とは全く無関係に個人的に開発しています。これは、現段階で販売する業者も決まっていますが、開発段階で授業に本プログラムを活用することに問題はありますか。

A19

このソフトウェアの開発は、特定の企業のために行われるものであり、このような研究開発を企業との間で、大学の資源を用いて勤務時間中に私に行うことは許されません。(ある国立大学の医学の教授が企業からの委託研究を私に行ったなどの理由により懲戒解雇された事例が2006年に起きています。) 開発段階で授業に利用するのであれば、以下の手順を経てください。

- ① 企業と受託研究契約を締結して大学の本務として教材開発の研究を行う。
- ② この結果出来上がったデジタル・コンテンツの著作権については、本学知的財産規則の規定により、大学へ譲渡を申出る。
- ③ プログラムの販売等の契約は大学と企業とが行い、それにより得た利益は学内規程によって教員に配分される。

20. ソフトウェアの企業による有償利用

Q20

我々教職員のグループで作成したプログラムについて、A社から欲しいという問い合わせがきています。A社からは、個別のプログラムについて、個別に契約を結ぶような形ではなく、我々の研究室がこれまでに蓄積してきたプログラム知財を包括的に参照できるような契約を結べるならば、その方が有難い、といわれています。このような包括的な契約を企業と締結することの可能性についてうかがいたい。

A20

包括契約の件については、以下のように考えます。

- ① 包括契約の内容が、「我々の研究室がこれまでに蓄積してきたプログラム知財を包括的に参照できるような契約」ということであれば、それはもちろん可能です。その場合に、例えば、包括契約の内容が、特定の研究室が将来生出す、すべてのプログラムも対象とするとなると、そこまで将来のことを制約する契約を締結することが、研究室にとっても、あるいは、大学にとっても良いことかどうかを改めて検討する必要があります。もちろん、この場合でも肯定的な判断を下す可能性はあります。
- ② 同様に、包括契約の内容がこれまでのプログラムをすべて独占的に使用できるという内容である場合も、その利害得失を検討する必要があります。大学の立場からいえば、どこかが独占するのではなく、広く使ってもらうことが理想的ですが、他社も含めて独占的使用を認めるのであれば使われないという事情がある場合などは、独占的使用を認める可能性はあります。
- ③ 「プログラムを包括的に参照できるような契約」というのは、恐らくA社として、使用の許諾を求めるとかの判断を行うことができる機会を確保したいという趣旨であると思われるので、そのこと自体は問題がないと考えます。その上で、特定のものについて独占的实施許諾を受けたいといった場合はどうするか、その場合には、上記②と同様の問題が起こり得ます。

21. 国の補助金（科研費）による成果物の出版・販売

Q21

現在科研費の研究課題に取り組んでいるが、成果物としてワークブック形式のテキストを作り、そのテキストを使って次の研究課題を設定しようと考えています。そうすると、例えば科研費でその課題遂行のために、自著のテキストを購入するような形になります。当然、その分の印税が、自分に入ることになるので、そのような形で研究を行ってよいものか。

A21

問題は二つあります。

①第一の問題は、科研費の研究成果をそのまま市販の出版物として出版することです。科研費は国の補助金であり、それにより直接的に、かつ、私的に利益を得ることは許されません。このことは大学教授、特に人文社会科学系の教員には理解されにくく、稀に市販の出版物に「これは〇〇年度文部科学省科学研究費補助金の成果です」と記載している例がないとはいえませんが、そのような場合で露見することがあれば、是正するよう当局から厳しく指導されることがあります。これに関連して、日本学術振興会の科研費の補助条件には以下の記載がありますが、この規定は、国の補助金から私的に利益を得ることが認められないことを示しています。

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

「学振研究者使用ルール(補助条件)(平成21年度)＜「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究(S)」、「若手研究(スタートアップ)」又は「学術創成研究費」＞

【収入の取扱】

3-15 研究代表者及び研究分担者は、実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合には、これを日本学術振興会に返還しなければならない。」

つまり、国の補助金に関連して私的に利益を受けることは認められない、というのが国の補助金の原則です。

②したがって、同じ考え方により、二つ目の問題、すなわち自分の出版物を科研費により購入して印税を得ることも認められません。

このような場合のやり方は、従前から次のとおり取扱うこととなっています。つまり、科研費の研究成果は、市販の出版物ではなく、科研費の印刷費により印刷した研究成果報告書として刊行することになります。(当然のことながら、研究成果公開促進費補助金は別。)

したがって、ワークブックも当面必要な分は科研費の印刷費により印刷することがルールです。このようにすると、例えば、科研費の100万円で購入することを前提として出版社が出版を引受けていたので出版に支障が出る、ということもあるいはあり得えます。しかし、国の補助金(国民の税金)を使って研究をする以上、ルールにしたがってやらなければなりません。仮に、質問者のようなやり方でやると、将来重大な問題になりかねません。

又、ワークブックを出版する場合は、科研費の成果物をそのままではなく、そのアイデアを元にしても、それにかかなりの加筆をした別の出版物として出版する必要があります。

いずれにしろ、質問者のようなやり方でやって後日科研費の監査や関係者の投書で露見した場合には、重大な責任に問われることになり、大学の懲戒処分の対象になることもないとはいえません。必ず国の補助金のルールにしたがったやり方でやるようにしてください。

22. 成果有体物の販売

Q22

大学の設備を使って作成した標本の販売についての質問です。問題の標本の作製方法は、すでに昔に確立されたものですが、美しく仕上げるには、それなりのコツ、ノウハウがあります。これに関して、当時雇用されていた非常勤職員が、いろいろ試行錯誤を繰り返して工夫してきました。彼らの方法で作成した作品はたいへん評判が高いものです。ただし、方法については、彼らの著書などにもすでに詳細に記されており、現在は誰でも行うことができるので、特許には該当しないと思われる。問題は、現在も働いている非常勤職員に、その標本を是非販売してくれという要請が国内外から数多くきていることです。価格は大きさや美しさにより、1枚数千円から数万円と様々です。当該非常勤職員は、現在、大学の非常勤職員としての勤務のほか、自宅を研究所にして活動をしています。作品の売買に関して、その研究所としての活動で行う分には何ら大学に問題が生じないと思われる。ただし、非常勤職員として大学で採集し、大学にて作成した作品がいくつか含まれています。これらに関して、権利をどのように扱ったらよいか、又、これらの問題を、どのように処理したらよいか。

A22

これは本学の規程にいう「成果有体物」に該当すると判断します。

本学には国立大学法人筑波大学成果有体物取扱規程(平成17年法人規程第37号)があります。標本がこの規程で定義する「成果有体物」に該当することは問題ありませんが、「様々な形、色を用いることにより絵画的な作品として仕上げる場合」については多少疑問の余地もあります。しかし、この場合でも、同規程第2条第2項第3号の「(3)前2号に規定する創作又は取得に際し派生して創作又は取得されたもの」に該当するものと解釈され得ます。

これらの「成果有体物」の権利の帰属については、同規程第3条に次のような規定があります。
(権利の帰属)

第3条 職員が研究開発その他の職務の過程において、法人の施設、設備又は経費を使用して創作又は取得した成果有体物については、原則として、法人に当該成果有体物に係る権利が帰属するものとする。

この規程でいう「職員」には、教員も技術系・事務系職員も含まれ、又、非常勤職員も含まれます。又、ここでいう「法人」とは国立大学法人筑波大学のことを指します。したがって、職員が職務の過程で大学の施設、設備又は経費を使用して製作した学術標本等の権利は、大学が持つとされているのです。

ただし、創作者が学術研究のために必要であると認められた場合は、自分の判断で無償(必要

な実費を除く)により、他大学等の研究者に提供することができる(同規程第5条)、とあります。

これは、従来アカデミアの世界で行われてきた慣行をそのまま尊重しようとする趣旨によるものです。

ただし、産業利用の場合については、原則有償とし、しかも企業等と大学の契約により提供を行うこととなります(同規程第7条、第8条)。

今回のケースについては、「非常勤職員として大学で採集し、大学にて作成した作品」については、同規程により所有権は大学にあると判断されます。それらが数点であれば、大学で保管をすることがよいと考えられますが、それらがかなりの点数にのぼり、しかもそれを購入したいという人たちがたくさんいるということであれば、それらを販売することも考えられます。その場合に、国立大学法人が直接販売することはできない(実習に伴う生産物売払いは、不用品の処分による経費の補てんとして認められています。)ので、どこか適当な業者と大学が契約をして販売委託をすることが考えられます。販売により大学が費やした費用を控除した後に10万円以上の収入があった場合は、創作者からの請求に基づいて発明等の場合に準じて創作者に実施補償金が支払われることとなります。これに関しては、収入が1億円以下の場合、大学と創作者が50%ずつ折半することとなります。(同規程第11条、第12条)

23. 兼業先からの奨学寄付金

Q23

株式会社Aとの間では、過去数回にわたり鑑定書の作成を行い、100万円以上の謝金を受取っています。この関係にある株式会社Aからさらに奨学寄付金を受取り、それらを財源として出張に出かけることについて問題がありますか。

A23

このケースは、過去に兼業による謝金を受取ったことがある企業から、今回奨学寄付金を受取ろうとする場合であり、形式的には利益相反規則に該当しないと考えられます。しかし、株式会社Aとの関係については、同一の企業との間で時間的に近接して、一方で鑑定書の作成を行い、他方で出張の財源としての奨学寄付金の提供を受けるということは、社会一般から見た場合に、当該鑑定書の科学的公正さに対する信頼を損ない、ひいては本学に対する社会的信頼を害する恐れがないとはい切れません。すなわち、形式的には利益相反規則に該当しないとしても、実質的には

その背後にある利益相反マネジメントの制度の趣旨、特に大学に対する社会的信頼を保持するという観点から見て問題があることは否定できません。したがって、今回株式会社Aからの奨学寄付金については、問題の事前回避を重視するという利益相反マネジメントの観点から、本学として受入れないとするのが望ましい対処法であると考えます。

なお、このことについては、本学利益相反規則第6条第2項に基づく学長による勧告ではありませんので職員等には従う法的義務はありませんが、尊重されることが望まれます。

24. 企業と共同主催の講座の開催

Q24

筑波大学のA専攻と株式会社Bとが、社会人向け講座の開催を共同企画しました。実施主体は株式会社Bで、講師陣はA専攻所属の教員数名であり、約半年間の間に10日間のコースを開催。受講料は1人当たり数十万円。場所は、専攻の教室を使いたいと考えています。このようなプログラムを、筑波大学と株式会社Bとの共同研究として実施したいと考えていますが、このことは可能かどうか。

A24

共同研究については、プログラム全体を共同研究として構成することはできません。プログラムの主体は社会人に対する教育プログラムの実践そのものであり、このうち、「実施」の部分を外して、プログラムの準備とその結果の解析・評価に絞れば、共同研究として構成することは可能です。

今回のプログラムの実施の部分については、問題が多いと考えます。国立大学法人法35条では独立行政法人通則法3条が準用されて「業務の公共性」が規定されています。又、同法には学校法人(私立学校法26条)と異なり収益事業に関する規定がなく、収益事業は実施できないと考えられています。このため、本学の「共催及び後援に関する規則」でも、共催等の要件として営利事業でないことが規定されています(同規則3条4号)。

又、場所についても、「国立大学法人筑波大学財産管理施行規程」で、「講演会、研究会等での使用期間が一時的であり、かつ、営利を目的としない場合」に本学財産を貸付けることができるとしています(同規程10条9号)。

以上のことから、今後、このプログラムを実施するためには、次のことを検討する必要があります。

- ①プログラムの実施主体は株式会社Bであり、それにA専攻が協力するという形態を徹底させること。
- ②場所については、本学の施設を営利事業に使用できないので、大学外で実施すること。
- ③関与する教員については、兼業の手続きを取ること。

25. 製薬会社の共催による講演会等の資金援助と宣伝

Q25

附属病院がレジデント(附属病院の研修医)を対象として講演会・レクチャー等を開催する場合に、製薬会社等の業者を共催者の形態で加えることは可能ですか。(なお、今回のケースは、筑波大学レジデントレクチャーとしてレジデントに1単位を与える。)

又、製薬会社等を共催者とした場合に、当該レクチャーの冒頭で10分程度の時間を取り、会社の概要や製品の紹介を行わせることは可能ですか。

なお、今回はレクチャーを学内で開催しますが、もし外部で開催する場合に、共催者である製薬会社に外部施設の使用料を負担させることは可能ですか。

又、外部講師等に対する謝金を製薬会社に負担させることは可能ですか。なお、当日は製薬会社が経費を負担して軽食を配付する予定です。

A25

国立大学法人については国立大学法人法の規定によりその公共的性格が規定されていることから、営利企業とは一線を画するのが原則となっています。したがって、国立大学法人筑波大学(その教育研究組織を含む。)が営利企業と事業を共催し得るのは、共催しなければならない必然性があり、共催することについて学外からの疑惑を招く心配のない例外的な場合、例えば、本学と特定の企業との間の共同研究の成果を合同で発表する場合など、極めて限られた場合にのみ認められると考えられます。この場合に、当該企業が製品紹介等宣伝を行うなど論外の行為であって、共催事業として認められることはありません。又、共催が認められる例外的な場合についても、世間の疑惑を招いてはならないという意味で、施設の使用料や講師の謝金など、必要な経費は全て折半することが必要です。又、企業による軽食の配付などもあり得ないことです。

本件の場合には講演会等に類するものであって、上記に記載したような、例外的に企業との共催が認められる場合に該当しないことは明白です。しかも、本学の施設内で行うセミナー等において、特定の営利企業の宣伝に類する行為を行うことは、本学と特定の企業との癒着を類推させ、ひいては、仮に将来本学において当該企業の新薬の臨床研究や治験などが行われた場合には、当該研究の正当性についての疑念を生じさせる懸念すらあるということができません。したがって、本件については、以下が結論です。

- ①製薬会社とのレクチャー等の共催は認められないこと。
- ②製薬会社による会社概要及び製品の紹介は認められないこと。
- ③製薬会社による謝金等の支払い及び軽食の配付も認められないこと。

26. 国の補助金事業に関連したセミナーへの企業からの資金援助と宣伝

Q26

筑波大学が文部科学省の事業に採択され、十余名の研究者が雇用された中の一
人として、この事業のセミナーシリーズを担当することとなりました。ついて
は、企業からセミナー1回につき3万円の寄付を受けることとし、その見返り
に、支援者として会社名をポスターに載せるほか、その回のパンフレットに広
告を掲載するということができるでしょうか。支援するセミナーの回数は1回で
も複数回でも可能で、もし希望するのであれば当日支援企業の短い挨拶をして
いただくことも考えています。

A26

本件については、主催者が誰なのか、又、経
費は誰が負担するのか等が不明であるので、
いくつか仮定を設けて回答します。

①本セミナーの主催者が国立大学法人筑
波大学であり、筑波大学がその経費の主
要な部分を負担する場合

筑波大学が主催するセミナーについ
て、その経費の主要部分を筑波大学が負
担する場合に、経費の一部について、企
業から寄付を受けること自体は問題があ
りません。その際に、寄付の受方として、
最も推奨されるのは、大学に対する正式
の寄付金として受取ることです。国立大
学法人に対する寄付には国に対する寄
付と同様の税制上の優遇措置があるの
で、企業側から見た場合のメリットもあ
ります。この寄付金については、事務室
が経理を行い、その用途は寄付者の寄
付の趣旨に沿ったものでなければなりま
せん。

筑波大学に対する正式の寄付の場合
に、その寄付をした企業名をセミナーの
ポスターに掲載することは、大学に対す
る寄付金について透明性を確保するメ
リットがあり、利益相反マネジメントの観
点からは問題がなく、むしろ推奨される
べきものです。

これに対して、セミナーのパンフレット
に広告を掲載することは、筑波大学が主
催するセミナーのパンフレットであるの
で、当該企業と筑波大学との間に特別
の関係があるものと誤解される恐れがあ
ります。又、場合によっては、筑波大学が
当該企業を推薦していると受取られる恐

れも生じ得ます。さらに支援企業がセミ
ナーで短い挨拶をすることについて、
同様の懸念があります。

利益相反マネジメントは、実質がどうで
あれアピアランスを重視し、外部から見
た場合に公平・公正な運営が行われてい
ると受取られることが重要であって、いさ
さかでも疑惑を持たれないようにするこ
とを目指しています。

特に、国立大学法人の場合、国立大学
法人法の規定により業務の公共性が規定
され、適正にその業務を運営するように
努めなければならないとされていること
を考慮しなければなりません。

したがって、結論として、筑波大学が主
催し、その経費の主要部分を負担する場
合には、ポスターに企業名を掲載するこ
とのみが認められ、企業広告の掲載や企
業代表によるセミナーでの挨拶は容認す
ることができません。

②セミナーの主催者が国立大学法人筑波
大学とセミナー実行委員会(共催)であ
り、筑波大学がその経費の主要部分を負
担する場合

国立大学法人筑波大学とセミナー実行
委員会がセミナーを共催するが、その経
費の主要部分を筑波大学が負担し、一部
について企業から寄付を受け、しかもそ
の寄付の相手方が筑波大学ではなくセミ
ナー実行委員会である場合が考えられま
す。(このように寄付を受ける場合には、
たとえ任意団体であっても、必ず組織と
規約を作り、当該団体代表者名で独自の
銀行口座を設けることが必要であり、個

人的に経理をすることがあってはなりません。)

このように国立大学法人筑波大学とセミナー実行委員会が共催するとしても、その経費の主要部分を筑波大学が負担する場合には、外形上主たる主催者は筑波大学であって、セミナー実行委員会はそれに付随する関係にあります。したがって、企業からの寄付については、上記①記載の場合と同様に考えられるので、ポスターに企業名を掲載することのみが認められ、企業広告の掲載や企業代表によるセミナーでの挨拶は適切とはいえません。

③セミナーの主催者が国立大学法人筑波大学とセミナー実行委員会(共催)であり、両者がその経費を共同で負担する場合

セミナーの主催者が国立大学法人筑波大学とセミナー実行委員会(共催)であり、両者がその経費を共同で負担、すなわち半額程度ずつ負担する場合には、形式的にも実質的にも、国立大学法人筑波大学とセミナー実行委員会がセミナーを文字どおり共催しているということが出来ます。

このように国立大学法人筑波大学とセミナー実行委員会が形式的にも実質的にもセミナーを共催している場合には、通常、企業からの寄付金は実行委員会あてに行われているものと考えられます。そして、このようなことが外形上も容易に認識し得る状態に置かれている場合には、パンフレットへの支援企業の広告掲載や企業代表によるセミナーでの挨拶は、外形上セミナー実行委員会が担当する部分で行われていると受取られるものと考えられるので、利益相反マネジメントの観点からは容認され得るものと考えられます。

④セミナーの主催者が国立大学法人筑波大学以外の者である場合(セミナー実行委員会等)

このような場合は、国立大学法人筑波大学はセミナーとは関係がなくなり、したがって筑波大学の利益相反マネジメントの埒外となるので、意見をいう立場にないこととなります。

27. 企業から研究室に持込まれた機器

Q27

ある研究室に、企業から機器が持込まれ、研究室でデータを取得して、学会誌に報告する事例があります。無償なので、筑波大学が企業に対して利益供与をしたような批判を受けないか心配しています。有償の共同研究にしておく方がよいのでしょうか。

A27

この件は機器のみならず医薬品などでも多くの事例が見られ、教員が企業から無償提供を受けている事例は多いと考えられます。(つまり企業から支払いを受けるところではなく、大学が企業に支払う必要のある場合もあるのではないかとのこと。)

これらの場合、教員の業績になるのは無論のこと、大学がその社会的責務を果たすという面があるのも否定できません。大学の基本的スタンスとしては、何の契約等もなく行われるというより、機器の場合は共同研究契約を締結することが望ましいことは間違いありませんが、共同研究契約を締結する場合、個別のケースによって、無償か有償かを判断する必要があると考えます。

つまり、企業側が得る利益の方が大きく、かつ、企業側が依頼してくる場合は有償とし(この場合教員の意向も十分考慮する必要があります。)、大学側も企業側も等しく利益を得るのであれば、双方が無償で契約を締結するというのが妥当です。

一方、これは成果有体物として処理することも可能であると考えられます。つまり、成果有体物には今回のような機器も含まれると解

釈されるので、企業から当該機器を受入れて測定を行うことが学術研究であると解釈されることが可能であるならば、本学成果有体物取扱規程第5条の規定により(第5条の類推解釈により)、個々の教員の判断により、企業からの受入れを行うことができると解釈することができます。

(学術研究を目的とする提供又は受入れの取扱い)

第5条 創作者は、学術研究のために必要があると判断した場合には、法人の職員又は法人以外の機関との間で、成果有体物の提供(譲渡又は貸付をいう。以下同じ。)又は受入れ(譲渡又は貸付を受けることをいう。以下同じ。)を行うことができる。

第6条 前条の規定により創作者が法人以外の機関との間で成果有体物の提供又は受入れを行う場合において、当該法人以外の機関が法人との契約の締結を求めるときは、法人と法人以外の機関との契約に基づき、これを行うものとする。

もし共同研究を組織する状況ではない場合は、以上の処理も可能ということです。

28. 臨床研究時の利益相反の留意点

Q28

外来通院で同意の得られた患者を対象として、株式会社Aが既に販売している飲料を飲用してもらい、定期的に採血を行います。これにより、運動療法を行っている患者を対象とした当該飲料摂取の有用性を確認する計画です。この飲料は、病院・診療所を対象として販売しているものです。

以上のような臨床研究について、利益相反問題の観点からは、どのように考えればよいのでしょうか。

A28

①臨床研究に関する利益相反マネジメントからの検討について

以下の観点から検討してください。

ア. 臨床研究が企業からの依頼に基づく受託研究等として実施されるものである場合は、当該企業が負担する研究経費が適正なものであるかどうか。（特に過大なものでなければ問題はありません。）

イ. 研究代表者及び研究分担者が、依頼企業から奨学寄付金等の利益提供を受けていないかどうか。（受けていなければ問題はありません。もし受けている場合には、その時期や金額から判断して当該奨学寄付金等が本件臨床研究の結果に影響を及ぼすあるいは影響を及ぼすと疑われる程度のものであったかどうかを判断します。）

ウ. 研究代表者及び研究分担者が、依頼企業との間で雇用されている関係（技術顧問等）にないかどうか。（なければ問題はありません。もし雇用関係がある場合には、当該雇用関係が本件臨床研究の結果に影響を及ぼすあるいは影響

を及ぼすと疑われる程度のものであるかどうかを判断します。）

エ. 研究代表者及び研究分担者が、依頼企業の株式等を保有しているかどうか。（保有していなければ問題はありません。保有している場合には、保有している株式等数から判断して当該株式等の保有が本件臨床研究の結果に影響を及ぼすあるいは影響を及ぼすと疑われる程度のものであるかどうかを判断します。）

②臨床研究と利益相反ポリシーとの関係について

本学における利益相反問題の取扱いに関しては、一般的な利益相反ルールの上に、ヒトを対象とする研究に関するより厳格なルールが必要であると考え、それぞれの学問分野の特性に応じたルール運用のために、各部局が策定することとしています。附属病院においては、「附属病院における臨床研究に係る利益相反マネジメント実施ガイドライン」が策定されていますので、それに沿った行動をとってください。

29. 利益相反マネジメントの目的

| Q29 |

そもそも利益相反マネジメントとは、何を目的としているものですか。それと産学連携とはどのような関係にあるのですか。

| A29 |

利益相反マネジメントは、決して産学連携活動を抑制することが目的ではありません。むしろ、利益相反マネジメントを十分に、かつ、適正に実施することにより、大学に対する社会一般の信頼を確保し、それによって、産学連携を促進する効果を持つことを期待したものです。すなわち、個別のケースごとの判断で何事も事なかれ主義で処理していった場合、問題は解消するかもしれませんが、それに

よってせっかく芽生えつつある産学連携の芽を摘んでしまう可能性があります。したがって、むしろ利益相反マネジメントについては、産学連携を促進する役割を担うという意識を持って、そこから個別判断を導いてくることが重要であり、産学連携と利益相反マネジメントは、大学にとって、車の両輪の関係にあると見るべきものでしょう。

30. 利益相反と法令・規則違反

| Q30 |

利益相反関係にあるということは、法令や学内規則に違反しているということなのですか。

| A30 |

利益相反とは、個人としての職員等が置かれている特別な状況のことを指しており、現実に大学の利益の損失や法令違反の問題が起きているわけではありません。したがって、それ自体を常に解消しなければならないというものでもありません。情報開示やモニタリ

ングを通じて透明性を高めることによりマネジメント可能なものもあります。したがって、法令による一律のルールではなく、利益相反委員会で個別の事情に応じて判断することにより、多様な対応方法を可能とする取扱いをすることが重要であると考えられます。

31. 利益相反規則の違反

Q31

国立大学法人筑波大学利益相反規則第5条に定められた個人的な利益の報告をしなかった場合どうなりますか。

A31

利益相反規則自体には罰則の規定はありません。一般的な学内規則・規程違反ということになり、報告義務違反が軽微な場合はそれによって処分が課されることは考えにくいのですが、違反の内容が重大な場合はそれ自体が処分の対象となることがないとはいえません。

例えば、教員がある企業の未公開株式を多数保有しているながら、それを報告せずに、大学として当該企業から高額の研究設備を購入する際に、当該教員がその設備の選定理由書を作成していたような場合が考えられます。未公開株式を他人から譲り受けたのではなく自らの出資の対価として保有していた場合などは、収賄罪などの犯罪として成立するかどうか疑問がありますが、このような場合に、当該企業がその後上場し、その教員が多額の売買益を得たということが起こり、マスコミなどで高額の研究設備の購入が疑惑として取り上げられるという可能性もあります。そのような場合に、個人的な利益を報告しなかったという利益相反規則違反により、当該教員に対して懲戒処分が課されることはあり得ます。懲戒処分の根拠は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則第95条(懲戒の事由)です。

○国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則第95条

(懲戒の事由)

法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒を行う。

- (1) この就業規則その他の法人規則及びこれに基づく法人規程等に違反した場合
- (2) (以下略)

つまり、利益相反の状態はそのままではそれ自体良いとか悪いという判断はできませんが、その状況にあることを知りながら学長に対する報告義務に違反することが悪いことは明らかです。特に、後日問題になるのはそこから更に状況が進展して職務上の責任に対して個人的利益を優先させた場合ですので、なおさら悪いということになります。

しかし、通常は、他のより重大な義務違反があった場合に、それと併合される形態で処分が加重される要因となることが多いと考えられます。

問合せ先 筑波大学研究推進部産学連携課 ILC 支援・利益相反係

● 〒 305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1

● TEL: 029-853-2905 FAX: 029-853-6565

● E-mail: ilc@ilc.tsukuba.ac.jp

● <http://www.ilc.tsukuba.ac.jp/COI/tsukubauni-coi.htm>

平成 22 年 5 月

編集 新谷由紀子

Industry Relations and Technology Transfer Office
University of Tsukuba

<http://www.ilc.tsukuba.ac.jp/COI/tsukubauni-coi.htm>



筑波大学産学連携本部

Industry Relations and Technology Transfer Office
University of Tsukuba